

令和 6 年度 第 1 回防災会議 会議録

日時 : 令和 6 年 11 月 13 日 (水) 15 : 00 ~ 16 : 00

場所 : 八尾商工会議所 3 階大ホール 2

出席者 : 防災会議委員 47 名

開会の挨拶

市長 大松 桂右

議事内容

田口危機管理監

それでは、これより、議事を進めます。

まずは、案件「八尾市地域防災計画の修正」について事務局から説明願います。

事務局（危機管理課）

それでは、案件「八尾市地域防災計画の修正」につきまして、ご説明いたします。

資料 1 をご覧ください。

まず、修正の趣旨ですが、本市地域防災計画は災害対策基本法第 42 条及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 5 条の規定に基づき、昭和 40 年 7 月に作成しております。

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、八尾市防災会議で審議のうえ修正するとされており、今回の修正は、令和 4 年 3 月の修正以降、これまでの期間に法令改正及び国・府計画が変更されたこと等に伴い、それらと整合性を図るとともに、本市組織機構改革等による本部組織等の変更、統計関係数値の更新など、所要の事項も併せて行いました。

それでは、修正の概要といたしまして、資料 1 に記載のある 7 項目と調整中の 1 案件について説明させていただきます。

お手元の資料 2 - 1 が本市地域防災計画第 1 部の新旧対照表、資料 2 - 2 が本市地域防災計画第 2 部の新旧対照表となっております。資料 1 の各項目の見出しの下に新旧対照表の対象ページをそれぞれ記載しておりますので、そちらも参考にしながらご確認ください。

まずはじめに、「1 大阪広域水道企業団への水道事業統合予定にかかる修正」についてです。

令和 7 年 4 月 1 日より、八尾市水道局の大阪広域水道企業団への水道事業統合に向けて、現在、事務手続きをすすめているところでありますが、災害時に防災力を確実に発揮するために、水道局が行う給水活動や応急復旧対策は企業団の責務として行うことを示すとともに、対策本部組織体制等の見直しを行うことで、事業統合後の市と企業団との連携体制の整理を行いました。

具体的に説明しますと、資料 2 - 2 の P52 ~ 53 の第 1 節給水活動をご覧ください。

①市との協力体制のもと、水道局に代わり企業団が、災害時の給水活動（応急給水計画の作成、応急給水の実施、給水場所・給水時間の広報、応援要請）を行います。

次に、資料 2 - 2 の P58 ~ 60 の上水道施設をご覧ください。

②市との協力体制のもと、水道局に代わり企業団が、水道施設の応急復旧活動（緊急対応の実施、活動体制の確保、応急復旧対策、市民への広報）を行います。

次に、資料 2 - 2 の P3 本部の組織をご覧ください。

③対策本部組織体制の見直しとして、旧では、副本部長である水道事業管理者、本部員である水道局長、

応急給水上水道班が削除となり、新では、本部に対し、オブザーバーとして企業団八尾水道センター長を記載しました。

資料２－２のP10の下部に記載のとおり、「事務局は、災害対策本部会議の議事のため、必要と認める場合に、本部長（市長）の承認を得て、大阪広域水道企業団はじめその他防災関係機関に対しオブザーバーの出席を求めることができることと、大阪広域水道企業団に限っては災害対策本部会議にはオブザーバー出席すること」を明記いたしました。

このように、水道局が行うこととされていた給水活動や応急復旧対策等は事業統合後は企業団の責務として、災害時に防災力を確実に発揮できるよう本市地域防災計画を修正いたします。

以上が項目１の説明となります。

続きまして、「項目２ 市の機構改革等を踏まえた修正」についてです。

資料２－２のP4～10に記載のとおり、前回修正時（R4年３月）以降に、市の機構改革に伴い、主には課の名称変更について反映させるとともに、機構改革により課の役割がほかの課に移管したもののついては、災害時の班の構成課等の再編集を一部行いました。

なお、来年、令和７年４月１日付の本市機構改革の内容については、現状未定であります。大規模な変更はないものと考えております。しかしながら、小規模な変更等がおこる可能性がございますので、その場合の本市地域防災計画への反映については、軽微な修正と捉え、機構改革の確定タイミングによっては防災会議に諮らず修正させていただくこともあるかと思っておりますのでご了承ください。また、内容が確定次第ご報告させていただきます。以上が項目２の説明となります。

続きまして、「項目３ やおコミュニティ放送(株)の閉局（R6.3.31）を踏まえた修正」についてです。

令和６年３月３１日付で、やおコミュニティ放送(株)が運営するFM ちゃおが閉局となったことを受け、コミュニティ FM 等による災害時の情報発信の項目を削除するとともに、災害時の情報伝達手段の代替策の１つとして、臨時災害放送局の開局について記載しました。

臨時災害放送局とは、大規模災害が発生した場合に、その被害の軽減に役立つよう、被災地の地方公共団体等が開設する臨時的なFM放送局のことです。これは、阪神・淡路大震災の経験等を踏まえて１９９５年２月に制度化されたもので、総務省に申請することで、免許を受けることができます。

資料２－１のP24の上の図の新しい側をご覧ください。臨時災害放送局は、発災直後のフェーズではなく、被災者が避難所等で避難生活を送るフェーズにて、八尾市に特化したローカルな生活情報をラジオを通じて被災者等に放送するものであり、避難者の復旧・復興を手助けする情報発信手段の１つです。

以上が項目３の説明となります。

続きまして、「項目４ 近年の災害を踏まえた修正」についてです。こちらは上位計画であります大阪府地域防災計画の修正を踏まえたものとなっております。

①災害時における安否不明者の氏名等公表による救助活動の効率化・円滑化について説明します。資料２－２のP42の右側新の中段をご覧ください。

令和３年７月３日に静岡県熱海市伊豆山地区において大規模な土石流が発生したことを受け、災害発生時には救助活動の効率化・円滑化に資するため、原則、大阪府において安否不明者の氏名等の公表を行い、安否情報を広く求めることにより救助対象者の絞り込みを行うことを記載しました。市としましては、関係機関の協力を得ながら積極的に情報収集を行い、大阪府に情報提供することとなりますが、氏名等は個人情報であることから、個人情報保護法等を踏まえつつ、災害の状況や被災者の事情等に応じて氏名等公表の可否を判断していきます。

次に、②危険が確認された盛土に対する是正指導等及び盛土による被害の防止に向けた対応についてです。資料２－１のP16の右側 新の中段をご覧ください。先ほどの①同様、令和３年７月３日に静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生したことや、危険な盛土等に関する法律による

規制が必ずしも十分でないエリアが存在していること等を踏まえ、「宅地造成等規制法」を抜本的に改正し、「宅地造成及び特定盛土等規制法」とし、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を包括的に規制することを明記しました。

次に、③令和6年能登半島地震を踏まえた備蓄にかかる修正についてです。資料2-1のP33の右側 新をご覧ください。能登半島地震を受け、本市からも応援職員を派遣しましたが、応援職員から、断水によるトイレ使用の困難さの報告を受け、トイレの重要性を再認識したところです。能登半島地震での被災地の復旧・復興はいまだ途中ではありますが、現状でできる対策として、大阪府域救援物資対策協議会による「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」の中で、洋式水洗の組立式トイレ、便袋（簡易トイレ用）、凝固剤の備蓄目標を新たに掲げることとなり、本計画にも本市の目標数について明記しました。

今後も上位計画である大阪府地域防災計画において、能登半島地震を受けての計画修正を行っていくようですので、それに準じて本市も計画修正を行っていく予定です。

以上で項目4の説明を終わります。

続きまして、「項目5 東海地震関連情報にかかる対策等の削除」についてです。

気象庁は南海トラフ臨時情報の運用開始に伴い、東海地震に関連する情報の発表は行わないことを公表していることから、本市地域防災計画に混乱が生じないように、また、他市の動向も踏まえ、東海地震関連情報にかかる記載は削除することといたします。

具体的には、資料2-1のP41～42の東海地震関連情報が発表された場合への対応、資料2-2のP25～31の東海地震関連情報に伴う対策をすべて削除し、また、本市の配備体制の発令基準にもなっていましたので、そちらについても基準から削除いたしました。

以上で項目5の説明を終わります。

続きまして、「項目6 南海トラフ地震臨時情報の発表を踏まえた本市の本部体制及び配備体制の修正」についてです。

令和6年8月8日に気象庁より発表された南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震注意）を受け、発災後の長期的な体制維持を図ることを目的とし、本部体制及び職員配備体制を修正いたしました。詳細な説明は、後ほどの「報告事項2 南海トラフ地震臨時情報の発表を踏まえた本市の対応について（資料4）」で行うことといたします。

続きまして、「項目7 大阪府地域防災計画の修正を踏まえた修正」について説明します。こちらは本市地域防災計画の前回の修正タイミング以降に上位計画である大阪府地域防災計画等で修正があった箇所を本市に落とし込み反映させたものとなっております。修正箇所については数多くありますので、ここでの説明は割愛させていただきます。

続きまして、調整中の案件であります、「福祉避難所である八尾市在宅福祉ネットワークセンターの民間売却後の対応」について説明します。

福祉避難所である八尾市在宅福祉ネットワークセンターは、公募型プロポーザル方式による事業者選定委員会にて令和6年9月に売却先候補者が決定し、令和7年4月1日付で所有権が移転することで、民間施設となる予定であります。引き続き、福祉避難所として指定できるよう、現在、売却先候補者と調整中です。正式に福祉避難所として継続する場合は、施設名称、受入可能人数などの変更が考えられます。

次回、1/3 1開催予定の第2回防災会議までには確定した内容を皆様にご報告させていただく予定です。

以上で、案件「八尾市地域防災計画の修正」の説明を終わります。

田口危機管理監

只今、事務局より、「八尾市地域防災計画の修正」について、説明がありました。この件について、何か

ご意見やご質問はありませんか。それでは、ご意見やご質問等ないようですので、案件についてはこれで終了となります。

次に、報告事項に進みます。はじめに、報告事項 1 「令和 6 年能登半島地震における被災地支援について」事務局から説明願います。

事務局（危機管理課）

報告事項 1 「令和 6 年能登半島地震における被災地支援について」 ご説明いたします。

「資料 3」をご覧ください。

八尾市では、令和 6 年 1 月 1 日に発生した令和 6 年能登半島地震により甚大な被害が発生している被災自治体を支援するため、職員派遣・物資支援・金銭的支援を実施いたしました。

まず、①職員派遣ですが、被災直後に緊急消防援助隊大阪府大隊として消防職員が派遣されたことを皮切りに、市立病院職員の看護師を派遣し、また、避難所運營業務では業種にとらわれず職員を派遣しました。また、そのほかの専門分野として、応急危険度判定業務、避難者の健康支援業務・在宅要配慮者の健康管理業務、応急給水活動業務、日本医師会災害医療チーム(JMAT)への参画、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)への参画、災害廃棄物の収集運搬支援業務、水道に係る応急復旧業務、など各種専門職を派遣いたしました。派遣人数は合計 68 名にのぼりました。

次に、②物資支援としましては、大阪府を通じて輪島市にゴミ袋を 3,000 枚送りました。他にも様々な支援物資を検討しましたが、被災市町村のニーズを大阪府が確認し、確実に必要なものを府内各市町村が送ることになりました。

最後に、③金銭的支援としましては、輪島市に見舞金として 100 万円を送りました。

今後も、甚大な被害が発生した被災自治体を迅速に支援できるよう、また、本市での大規模災害に備えるため、平時より本市の防災力を高められるよう今後も努めてまいります。以上です。

田口危機管理監

只今、事務局より、「令和 6 年能登半島地震における被災地支援について」説明がありました。

この件について、何かご意見やご質問はありませんか。それでは、ご意見やご質問等ないようですので、次に進みます。

報告事項 2 「南海トラフ地震臨時情報の発表を踏まえた本市の対応について」事務局から説明願います。

事務局（危機管理課）

報告事項 2 「南海トラフ地震臨時情報の発表を踏まえた本市の対応について」 ご説明いたします。「資料 4」をご覧ください。

本年 8 月 8 日（木）16 時 43 分に日向灘を震源地とし、マグニチュード 7.1、日南市で最大震度 6 弱を観測する地震が発生したことを要因として、同日 17 時に気象庁より南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されました。本市としては、地域防災計画に定めたとおり、警戒準備本部を設置するとともに、職員 152 名にて 1 号配備体制を敷きました。同日 19 時には警戒準備本部会議を開催し、今後の対応を確認している最中に、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表され、巨大地震が発生する可能性が高まったことから、備えや行動の確認を行う方針を定め、また、過去の大規模地震発生例から、地震発生後 1 週間程度は巨大地震の発生確率が高いことより、1 週間は特に警戒することを決めました。それを受け、同日 19 時 30 分には市 HP にて巨大地震注意が発表された旨及び 1 週間の警戒について掲載しました。同時に本部を格上げし、八尾市災害警戒本部を設置するとともに、八尾市災害警戒本部会議を開催し、地震発生から 24 時間以内の大規模地震発生の確率が高いことと、翌日が開庁日であることを踏まえ、翌朝開庁時間で

ある 8 時 45 分まで変則の 1 号体制に切り替え、警戒を続け、その後の 1 週間の注意期間は危機管理課による 24 時間の即応体制で警戒にあたることとしました。

会議での決定どおり、同日 23 時に 1 号配備を 95 名に絞り、夜通し警戒を続け、翌日 8/9（金）朝 8 時 45 分に 1 号配備を解除するとともに、危機管理課による 1 週間の期間、24 時間即応体制に切り替えました。

同日午前 10 時には大阪府による府内市町村会議が WEB にて開催され、今後の地震発生に備えた、避難所・備蓄物資を中心とした防災体制について確認が行われました。

それを受け、同日 11 時より危機管理課から市職員に対し、防災対応を指示しました。

指示内容は、

- ①避難所開設員に対し、避難所開設手順の確認
- ②全所属長に対し、施設・設備の点検等、地震への備えの確認
- ③災害対策本部各班長に対し、災害発災時のマニュアル等の確認
- ④物資調達・配給班に対し、物資の搬出体制、輸送手段の確認
- ⑤応急給水・上水道班に対し、給水体制の確認
- ⑥車両・用地班に対し、車両等の手配の確認

などです。

また、市長からも全職員に対し、災害時に果たすべき役割や行動について確認するよう指示がおりました。

加えて、防災協定締結事業者に対しても、南海トラフ地震が発生した場合の協力を依頼しました。

そこから危機管理課の 3 班体制による輪番での 24 時間体制を 1 週間続けた後（のち）、8 月 15 日（木）午前 11 時に第 2 回八尾市災害警戒本部会議を開催し、国からの南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の期間終了の際の本市体制についてや、引き続きの備えに対する市民啓発について、確認しました。

同日 17 時には、内閣府より、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に伴う政府としての特別な呼びかけの終了」が発表され、八尾市災害警戒本部を解除するとともに、危機管理課の 24 時間体制も解除いたしました。

市民への情報発信としては、同日 17 時 30 分に市 HP に「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に伴う政府としての特別な呼びかけの終了について」掲載しました。

その後、市民啓発として、市政だより 10 月号にて大規模地震への備えとして、備蓄・避難場所の再確認について掲載しました。

政府による特別な呼びかけは終了しましたが、南海トラフ地震発生の可能性は従来どおり、「今後 30 年以内に 70～80% の確率」であり高いものとなっていますので、平時より、引き続き防災対策を実施していきたく思います。

次に、今回の南海トラフ地震臨時情報の発表を踏まえ、大地震の際の本市の長期的な体制維持を図るため、地震における本市の本部体制及び配備体制を一部修正いたしましたので、その説明をいたします。資料 2-2 の新旧対照表の P24 の上の表をご覧ください。

現行計画では、南海トラフ地震臨時情報を経験しないなかで、発災する前から大きな体制を敷く想定をしておりましたが、今回、南海トラフ地震臨時情報を実際に経験し、本震が来る前から、通常の市役所機能を維持させつつ、地震に備えた体制を 24 時間、1 週間から 2 週間維持することに重点を置くのではなく、発災後の長期的な体制維持や災害対応に注力することを目的とし、本部体制及び職員配備体制を変更いたします。

原則は、P24 の表のとおり体制を敷きますが、災害状況に合わせ、体制拡大等の対応をとるなど臨機に対応していきます。以上です。

田口危機管理監

只今、事務局より、「南海トラフ地震臨時情報の発表を踏まえた本市の対応について」説明がありました。この件について、何かご意見やご質問はありませんか。

貴島委員

八尾市医師会の貴島です。資料4を見ますと、8月9日の14時2分に、防災協定締結に関する協力を依頼されました。この間、10月31日に八尾市と三師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会）で、災害時の医療救護活動に関する協定を締結しました。発災しても、次の日に協力をお願いし、派遣の医者、歯科医師の要請はどのようなタイミングで、行われるのでしょうか。会議での決定になるのでしょうか。教えていただきたいです。

事務局（危機管理課）

はい。先日、三師会様と防災協定を締結させていただき、誠にありがとうございました。

実際に発災した際ですが、その時は防災協定の中で、規定があると思いますので、八尾市から要請を三師会様にかけさせていただきまして、可能な限りで支援をお願いするということで、市としては考えております。

貴島委員

要請は、すぐに動いたほうがよいということでしょうか。

事務局（危機管理課）

我々としては要請をかけさせてもらいますが、三師会様の状況もあると思いますので、可能な限りでというのが、防災協定の前提にはなるかと思っております。

貴島委員

わかりました。

事務局（危機管理課）

ありがとうございます。

森田委員代理

八尾市保健所の副所長の森田でございます。よろしくお願いします。

先ほど貴島委員の方からお話ありましたように、先月の10月31日に、八尾市医師会、歯科医師会、薬剤師会様と、災害時における医療救護活動に関する協定を締結させていただきました。

災害発生時には、保健医療調整本部というのを保健所の方で立ち上げ、災害の状況、それから市民のニーズ、医療救護活動の状況を確認した上で、三師会の方に連絡をさせていただき、必要となる人員や、我々の方のチームの編成状況などを勘案しながら、要請をさせていただくという形になろうかと考えております。

今回はそういう状況になった場合、傷病者のトリアージ、応急救護所における応急処置、巡回診療、口腔ケア、医薬品の確保が一連の中で起こりますので、やはり迅速かつ継続的に支援というのが必要になってきます。そういった継続的な支援というような視点も持ちながらのご協力をお願いしていきたいと思っております。

下地委員代理

八尾空港事務所の下地です。1点確認ですが、協定は、八尾市が結ばれたのでしょうか。府が結んだ協定とはまた別で市独自で医師会と結ばれたのでしょうか。

南海トラフになると、大阪府も巻き込んだ形で、大阪府と連携する中で、動いていかないといけないと思います。特に八尾空港事務所、中部防災拠点、あとは八尾のSCUというところで、南海トラフをはじめ、大規模災害等が発生したら、協力支援をしていくところもあり、別途、府でも結ばれているイメージですか。

森田委員代理

大阪府でも、三師会との協定を結んでいると認識しております。

当然発災時の災害の規模によりまして、八尾地域における災害のような局所的な災害から、広域な災害まで、様々な災害があると思います。

南海トラフのような大きな地震の場合には、沿岸部が津波で、かなり広範囲のところが被害を受けると、地震によっても倒壊などの被害受けるという形で、その場合は、災害対策本部の下に府の保健医療調整本部が、立ち上がると思いますので、我々もそこと調整をしながら、その対応に齟齬が出ないように、想定しながらやっていきたいと思います。

貴島委員

先ほどの資料2-1でトイレの話も出ておりました33ページです。災害用トイレ、簡易トイレ、洋式水洗の組立式トイレ、凝固剤及び便袋等、この間の能登半島地震ではやはり、トイレの問題がかなり大きかったようで、救助車、トイレを乗せたトレーラーは、非常に役に立ったと聞いております。

大阪府はまだ一台も存在しないとのことですので、早く用意していただけたらと存じます。

事務局（危機管理課）

大阪府救援物資対策協議会という、大阪府と府内市町村で救援物資や備蓄等について協議する会議体がありますので、そちらでトイレ対策について検討しているところです。

田口危機管理監

では、最後の報告事項となります。

報告事項3「八尾市地域防災計画の修正に伴うスケジュールについて」、事務局から説明願います。

事務局（危機管理課）

報告事項3「八尾市地域防災計画修正に伴う今後のスケジュールについて」ご説明いたします。資料5をご覧ください。

先日、10月30日の第1回防災会議幹事会においては幹事の皆様に、本日、第1回防災会議においては委員の皆様に「八尾市地域防災計画（修正素案）」の概要を説明いたしました。

本日の会議を踏まえまして、追加で「八尾市地域防災計画（修正素案）」に対するご意見や修正があった場合は、11月22日までに、既にEメール送付しております回答様式にて、Eメール又はFAXで、危機管理課までご報告をお願いいたします。

ご意見等をいただいた後に、令和6年12月16日から令和7年1月15日までの間で、修正素案に係る市民意見提出制度（パブリックコメント）を実施いたします。

パブリックコメントで寄せられました意見を考慮し、「八尾市地域防災計画（修正案）」の作成を行い、令和7年1月31日の第2回防災会議 幹事会及び令和7年2月5日の第2回防災会議におきまして、「八尾市地域防災計画（修正案）」についてご確認をいただき、防災会議にて承認が得られましたら、総務常任委員協議会にて報告後、正式に修正した八尾市地域防災計画を公表させていただくこととしております。

なお、第2回の防災会議幹事会及び防災会議の開催につきましては、別途、ご案内を送らせていただきますので、何卒ご出席の程よろしくお願いいたします。以上です。

田口危機管理監

只今、事務局より、「八尾市地域防災計画の修正に伴うスケジュールについて」説明がありました。

この件について、何かご意見やご質問はありませんか。当会議をとおして、委員の皆さんからご意見やご質問はありませんか。

そろそろ、予定の時間もまいったようでございます。

本日は、お忙しい中、令和6年度第1回防災会議にご出席いただき、誠にありがとうございました。

最後になりますが、委員の皆様におかれましては、今後とも、本市の目指す災害に強いまちづくりに、益々のご理解とご尽力をお願いいたしまして、閉会いたします。本日はありがとうございました。